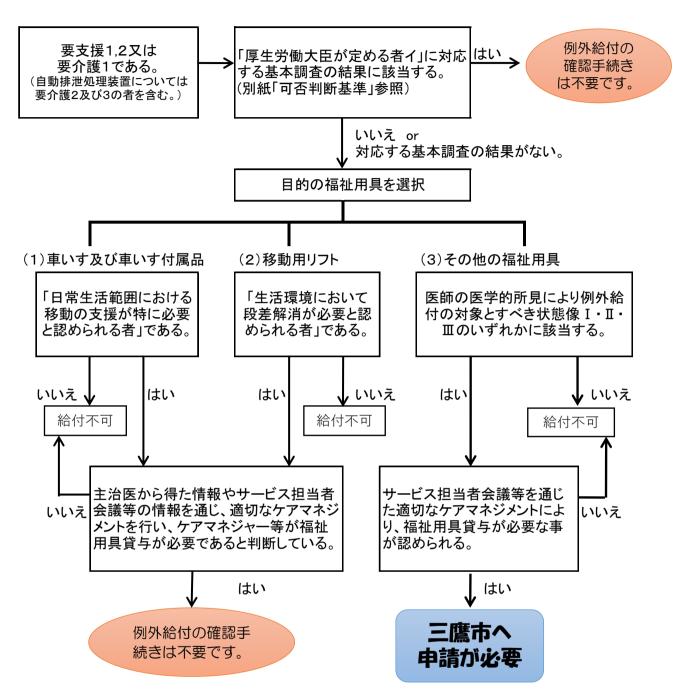
軽度者に対する福祉用具例外給付適否判断 フロ一図



(注意事項)

- ① 申請の必要がある場合は、福祉用具貸与開始日前までに市に申請する。
- ② 区分変更等、認定申請中の場合は、認定結果の出る前に暫定ケアプランを元に申請をする。
- ③ 認定後、例外給付の対象となった場合は、速やかに正式なケアプランを提出する。
- ④ 承認期間は貸与開始日から認定有効期間満了日までとする。
- ⑤ 申請不要で給付可の場合は、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与可能です。必要な理由を居宅サービス計画書に記載し、確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しておいてください。